

プロジェクト リース

項目 第 496 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 496 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 20 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

### 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等の改正案（ASBJ が公表している会計基準等の改正案）

2. 事務局提案に賛成である。ただし、損益情報を所有資産と使用権資産に区分注記しないことで有用性が低下しないか懸念がある。投資効率や収益性の確認という観点から損益情報を区分注記する必要がないか確認いただきたい。
3. 利用者としては使用権資産の時価開示は有用と考える。ただし、時価情報の有用性を否定せずに、賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準等の範囲の見直しを行う場合に考え得る改正方法や審議の過程における議論を示した上で、公開草案で意見を求める事務局提案に賛成する。

## 適用時期及び会計基準の開発方法（新規又は改正）の検討

### （適用時期に関する意見）

4. 会計基準の公表から強制適用までの期間を 2 年程度とし、公開草案で意見を求めるとする事務局提案に賛成する。
5. 国際的な会計基準と整合していない期間が長期化していることは、会計基準の公表から強制適用までの期間を短くする理由として適切ではないと考える。また、システムエンジニアの不足などにより、システム対応が間に合うか懸念がある。
6. 現在開発しているリース会計基準は幅広い企業に影響があり、企業によって事情は異なるため、公開草案で寄せられる意見を慎重に検討いただきたい。
7. 現在開発しているリース会計基準は、リースの範囲やリース期間等で判断を求められる会計基準である。公開草案の公表に際して、現行の会計基準からの変更点や適用にあた

って想定される負荷等（IFRS 会計基準を超える我が国固有の取扱いや簡便的な取扱いなど）を明示した上で、意見を求めています。

8. 公開草案の段階から各企業が準備を開始できるように、周知活動が必要と考える。

#### **（会計基準の開発方法（新規又は改正）に関する意見）**

9. 会計基準の内容は従来の開発方針に沿った上で分かり易さの観点から新しい会計基準を開発するという事務局提案に賛成する。コメント募集文書又は結論の背景で当該提案を丁寧に説明すれば関係者の理解が得られると考える。

### **「リースに関する会計基準」（本文）の文案の検討**

#### **（範囲に関する意見）**

10. 範囲の定めが読みづらい。特に、「本会計基準は、実務対応報告第 35 号『公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い』の範囲に含まれる運営権者による公共施設等運営権の取得には適用しない。」という定めは、リースか否かに関わらず対象外であると理解しているが、会計基準を読むだけでは分かりづらいため、補足情報を記載するなど工夫が必要と考える。
11. 貸手が供与する知的財産のライセンスの付与に関して、ソフトウェアとハードウェアが不可分で一体となっているものについての取扱いは、事務局において検討中との理解で良いか。

#### **（開示目的に関する意見）**

12. 「財務諸表利用者が評価するための十分な情報」は IFRS 第 16 号から変更する意図がないのであれば、IFRS 第 16 号の「財務諸表利用者が評価するための基礎となる情報」をそのまま用いてはどうか。

### **「リースに関する会計基準の適用指針」（設例及び参考）の文案の検討**

#### **（リースの識別に関する意見）**

13. 最終的にリースが含まれるか否かの結論が重要なため、設例の見出しに結論が書かれていると読みやすいと感じる。

14. 「前提条件」と「リースを含むかどうかの判断」で異なる行頭番号を使った方が読みやすいと感じる。

以 上